

# 《 事 業 計 画 》

《 自：令和 7 年 4 月 1 日 ~ 至：令和 8 年 3 月 31 日 》

獣医師の社会的使命に鑑み、獣医学術の振興及び研鑽に努め、獣医療の充実、動物の愛護並びに適正な管理、人と動物の共通感染症予防等公衆衛生の向上並びに畜産振興と食の安全に貢献し、もって動物とともに暮らす豊かで潤いのある生活を支え、「人と動物が共生できる街～京都」の実現に寄与することを目的として以下の事業を行う。

本会の事業は、

- (1) 公益目的事業（事業番号：公 1、公 2、公 3）
- (2) 収益事業（事業番号：収 1）
- (3) その他の事業（事業番号：他 1）

より成り立っている。

## 公1 公衆衛生の向上、動物愛護の推進等「人と動物が共生できる街～京都」を目指す事業

### (1) 「人と動物の共通感染症」に関する調査及び情報提供

京都府が実施している「人と動物の共通感染症予防対策連絡会議・動物感染症サーベイランス事業」に協力する。「動物由来感染症動向調査に関する委託契約」に基づいて、診療を通して得られる感染症のデータを集積・報告し、その予防対策に役立てる。

### (2) 広報事業

公衆衛生の向上、狂犬病等の人獣共通感染症予防啓発のために下記の広報を行う。  
「人と動物の共通感染症」等、人と動物の関わりあい方を市民に広く周知し、また情報提供や知識の普及啓発のため市民向けのフォーラムを開催する。

狂犬病予防啓発のための広報を行う。また、機関紙「市獣ジャーナル」やホームページにおいても本会の事業、感染症等疾病情報、各種学会・講習会報告、その他必要な情報を掲載し、会員の外、広く市民に情報を提供する。

### (3) 狂犬病予防事業

京都市内にて狂犬病予防集合注射を実施する。また、会員病院においても狂犬病予防注射を実施し、京都市との「犬鑑札等の交付事務及び登録手数料等の徴収事務委託契約」に基づき事務手続きを実施する。

### (4) 動物愛護普及事業

全国的に展開される動物愛護週間を中心に、京都市動物園と共に園内サーキットクイズ、動物相談等を行い狂犬病などの共通感染症を含む公衆衛生に関する啓発、指導を行う。

京都市が行う動物愛護フェスティバル(キョウト・アニラブ・フェスティバル)、子供動物愛

護講座、犬のしつけ方教室や動物取扱責任者研修などに講師や相談員を派遣し公衆衛生、動物愛護の啓蒙に努める。また、京都市による動物愛護行動計画に基づく動物愛護推進会議において、会議委員や各区の推進員を推薦し、その運営に協力する。

盲導犬等補助犬の健康管理に協力する。

広域における保護された動物の殺処分数の減少及び犬猫等販売業者の元で飼養される繁殖に供しない犬猫（繁殖引退犬猫、先天性疾患のある犬猫等）が不適切な環境下での飼育継続、飼育放棄、ひいては殺処分の対象とされないようにすることを目的とし、市民に対しこのような犬猫の飼育支援及び指導を行い、動物愛護の啓蒙に努める。

#### (5) 犬、猫の避妊・去勢手術助成事業

京都市との間で取り交した「犬、猫の避妊及び去勢手術事業実施に関する協定書」に基づき犬、猫の避妊・去勢手術助成事業を行う。京都市と本会とが手術を希望する飼い主に助成をすることでその促進を図る。

#### (6) 傷病野生鳥獣救護事業

京都府と取り交わした「野生鳥獣救護事業に関する委託契約書」に基づき、野生鳥獣救護指定獣医師の動物病院で外傷や病気で衰弱している野生鳥獣の救護と自然復帰の促進を図る。

#### (7) 京都動物愛護センター収容動物に対する治療等の技術指導及び支援事業

京都市と取り交わした「京都動物愛護センターの収容動物の治療等に係る技術指導及び支援」に基づき収容動物の支援を行う。

また、京都府および京都市が運営している京都動物愛護センターの機能の柱となる「京都夜間動物救急センター・被災時救護施設」の運営を行う。

#### (8) マイクロチップ装着業務

京都市と取り交わした「京都市犬及び猫に対するマイクロチップ装着業務」に基づき、犬、猫の飼い主特定に有効なマイクロチップの埋め込みを推進する。

### 公2 動物介在教育推進協力事業

#### (1) 学校飼育動物飼育指導及び診療の実施

小学校等で飼育されているウサギやチャボなど学校飼育動物の飼育方法に関するマニュアルの編集、指導や助言、傷病の治療を京都市教育委員会との間で結ばれた「京都市立小学校・幼稚園飼育動物飼育指導等委託契約書」並びに「飼育指導及び診療業務委託契約仕様書」に基づき、登録された会員病院で行う。

夏季及び冬季学校閉鎖期間において学校園にて飼育するうさぎを会員が預かり、この期間の健康管理を担うとともに健康診断及び治療、飼育指導等を実施する。

#### (2) 教職員向け研修会及び教員養成校特別授業への講師派遣

教育委員会が主催する「教職員向けふれあい体験教室」に本会の会員を講師として派

遣する。

(3) 「生き物ふれあい体験教室」等講師の派遣

小学校等で企画される児童・保護者等が参加する「生き物ふれあい体験教室」の講師や生活科・理科等の授業にゲストティーチャーとして会員を派遣する。

(4) 中学生職場体験の受入れ

京都市が行っている中学2年時の「職場体験」希望者の受け入れを推奨する。

(5) 動物関連専門学校生実習受入れ

YIC京都ペット総合専門学校及び京都動物専門学校生実習受入れに協力する。

### 公3 学術振興・獣医療の充実に関する事業

(1) 各種学術講習会の開催及び生涯学習推進事業

動物の診療、畜産振興、公衆衛生等の向上に貢献すべく、分野毎にテーマを選び講習会等を開催する。

また、日本獣医師会が行っている獣医師生涯研修事業に参加し、近隣獣医師会とも連携してより幅広く自己研鑽の機会を提供する。

(2) 獣医事相談事業

市民、獣医師双方から獣医療に関するトラブル等の相談を受ける。

### 収1 公益活動助成賦課事業

(1) 公益活動の目的を達成するため、狂犬病予防注射を会員病院において実施した場合、一頭当たり300円を賦課し、徴収する。

### 他1 研修・研究助成及び相互扶助福利厚生事業

(1) 会員に対し学会や専門誌への発表を推奨する。

(2) 会員の慶弔その他福利厚生、親睦・交流を促進する。

(3) 獣医師関連法規による諸手続きの相談、指導を行う。

(4) 顧問弁護士、顧問税理士の紹介等を行う。